

## ○上越教育大学教務委員会「保育士資格」運営専門部会要項

(平成31年2月14日学長裁定)

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学教務委員会(平成16年規程第13号)第10条第2項に基づき、上越教育大学教務委員会の専門部会として設置する「保育士資格」運営専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

- 2 専門部会は、指定保育士養成施設として保育士資格の取得のために円滑な業務の運営を図ることを目的とする。

(所掌事項)

- 3 専門部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 授業内容及び科目の改廃に関する事項
- (2) 授業担当者に関する事項
- (3) 保育士資格取得希望学生の選抜に関する事項
- (4) 指定保育士養成施設に係る各種届出及び自己点検等に関する事項
- (5) その他保育士資格に関する事項

(教員組織との関係)

- 4 専門部会は、所掌する事項の実施に当たり、関係するコース・領域(分野)等と連携・協力を図るものとする。

(組織)

- 5 専門部会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 教務委員会委員若干人
- (2) 学校教育専攻幼年教育コースから選出された教授又は准教授(講師を含む。)
- (3) 教育実習委員会保育実習部会長
- (4) その他教務委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する者若干人

(委嘱及び任期)

- 6 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる委員は、委員長が委嘱する。
- 7 前項の委員の任期は、委員として委嘱された日の属する年度から翌年度の5月末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

- 8 専門部会に部会長を置き、委員長をもって充てる。
- 9 専門部会に副部会長を置く必要がある場合は、部会長が委員のうちから指名する。

(部会運営等)

- 10 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 11 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

12 専門部会に関する事務は，教育支援課において処理する。

(その他)

13 この要項に定めるもののほか，専門部会の運営に関し必要な事項は，教務委員会が別に定める。

#### 附 則

この要項は，平成31年4月1日から施行する。

